

令和 4 年度税財政等に関する提案

令和 3 年 11 月 2 日
全 国 知 事 会
(地方税財政常任委員会)

【総論】

I 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等

1 今後の経済・雇用情勢等を踏まえた追加対策等

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）により、100年に一度の危機ともいえるべき甚大な影響が、地域経済と日本経済のあらゆる分野に、極めて長期間にわたって及んでいる。

全国知事会として、国民・政府とともに我が国の「国難」を乗り越えるべく、地域の力を結集して国民の命と健康を守りつつ、地域経済を活性化するよう全力を傾けてきたところであり、今後とも、積極的疫学調査やPCR検査の徹底、医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進や住民への感染防止の呼び掛けなどに努めるとともに、変異株への対応を含めた感染拡大防止策や医療提供体制の整備はもとより、雇用維持・事業継続や地域経済の回復に、全力で当たる決意である。

政府においては、地方と心をつなぐに、新型コロナの影響を受けた経済状況も踏まえ、地方団体が感染拡大防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）の2兆円規模の増額や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「緊急包括支援交付金」という。）の延長・充実、両交付金の弾力的な運用などを実施するべきである。

(1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の確保・充実及び弾力的運用等

地方創生臨時交付金については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の内外にかかわらず全国において地域経済への支援や感染対策（休業要請や営業時間短縮要請、ガイドライン遵守のための見回り活動等）を継続的に講じることが求められていることから、今後の感染状況も踏まえ、市町村分を含む2兆円規模の増額を実施するとともに、速やかに交付すべきである。

また、地方団体独自のプレミアム付商品券や地域振興券の発行等の消費喚起事業や、地元産農林水産物の学校給食等への利用等の事業者支援に資する事業も事業者支援分の対象とするなど、地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう、さらなる柔軟な枠の見直しを行うとともに、基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や繰越を含む期間延長、手続きの簡素化などを図るべきである。

具体的には、各都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき各地域で独自に取り組む休業要請や営業時間短縮要請、ガイドライン遵守のための見回り活動を躊躇なく実施できるよう、地方創

生臨時交付金の増額や、即時対応特定経費交付金の期限撤廃・交付基準の引下げなどの財源措置等により、国として全面的な財政措置と柔軟な運用を行うべきである。

また、協力要請推進枠による支援の対象について、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）において、休業・時短要請の対象とされながら施設運営事業者に対する協力が協力要請推進枠の対象外となっている施設を加えるとともに、2021年（令和3年）9月30日までに第三者認証店への申請がなされ、認証手続き中の店舗については、第三者認証店と同様に支援の対象とすべきである。

さらに、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域以外の地域も含めて、知事が効果的な感染拡大防止対策を行えるよう、人流抑制効果が高いイベント関連施設や商店街単位での小規模店舗のほか、酒類の提供停止、カラオケ設備の利用停止により直接的な影響を受ける事業者や、宿泊施設、旅行業者等をはじめ、飲食業及び大規模施設以外の事業者に対する休業・時短要請についても対象とし、併せて、感染拡大に至らないよう各自治体が独自の時短要請等を感染急拡大前から行っている現状を踏まえ、こうした努力を促進するよう緊急事態措置区域とまん延防止等重点措置区域及びそれら以外の地域との間における協力の下限単価及び算定に際する日額売上高に乗じる率の差異を是正するなど、適用される制度間での協力の財政支援の公平化を図るべきである。

加えて、規模別協力の早期給付における支払回数や確認作業などに加え第三者認証制度の取得の有無によって、営業時間の短縮や酒類の提供など要請内容が異なるため、それらの確認に係る事務量の増加に対応する必要な財源措置を行うとともに、併せて、早期給付後に要請に従っていないことが判明した場合、協力の返還、将来にわたる債権管理などの課題を踏まえた制度設計を行い、回収不可能となった協力金については都道府県の財政負担が生じないよう国が必要な財政措置を講じるべきである。

また、回復患者を受け入れる医療機関や社会福祉施設への支援、高齢者や障害者の入所施設等の従事者への集中的検査及び幅広いPCR検査（モニタリング検査）に要する経費など、医療検査体制の充実に要する財政負担が多額となることを見込まれるため、感染者の多い地域に対する地方創生臨時交付金の感染症対応分の増額などを行うべきである。

（２）「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の延長・充実及び弾力的運用等

緊急包括支援交付金については、感染症対策の最前線にある診療・検査医療機関、入院受入医療機関及び宿泊療養施設の運営等を支えており、2021年（令和3年）10月以降も当面実施されることとなっているが、病床確保や臨時医療施設の設置をはじめとした対策に必要な財政措置を確実に講じ、更なる増額を図るとともに、都道府県が医療機関に交付する協力金、院内感染時のさらなる経営支援、後遺症に係る医療提供体制の整備、医療従事者を派遣することに伴い休床・休棟が生じ

る医療機関への休床補償、臨時医療施設として位置づけた入院待機施設の対象への追加、後方支援病床の確実な確保のための新型コロナ患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設などを行うべきである。

また、一般医療の制限に伴い生じる経営上の損失の補償や、新型コロナ患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等や医療・福祉等従事者などへの支援を国の責任において行うべきである。

併せて、新型コロナ患者を受け入れた医療機関に対する迅速かつ安定的な財政支援策として、災害時の概算払いを参考にした感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を適用となる地域の都道府県知事の意見を踏まえたものとし、可及的速やかに実現するべきである。

(3) 補正予算による大胆かつ機動的な経済対策の早期実施等

厳しい経済情勢を踏まえて、地方創生臨時交付金の市町村分を含む2兆円規模の増額や、飲食店、観光・交通関係といった幅広い事業者の支援を含め、補正予算での措置により、大胆かつ強力な経済対策を断行するべきである。

また、新型コロナの影響の長期化により、国民や全国の幅広い業種の事業者に深刻な影響が顕著となっていることから、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給等やセーフティネット保証4号と危機関連保証の指定期間の延長及び指定対象業種が減少したセーフティネット保証5号の全業種の再指定、税や保険料の軽減・猶予等の措置を講じるべきである。

さらに、地域観光事業支援について、事業費を翌年度に繰り越すことも視野に入れて、一人当たりの補助限度額をGo Toトラベル事業並みに引き上げた上で、利用期間等を延長するとともに、支援が途切れることがないように当該事業予算の増額や追加配分を行うべきである。加えて、居住地と同一の都道府県内の旅行に限られ十分な需要喚起が図られないことから、感染状況に応じて近隣圏域での旅行も対象に加えるべきである。

また、イベントの中止や利用自粛などにより、文化施設や文化芸術団体等は厳しい運営状況となっていることから、施設運営や個人が実施する文化芸術活動等に対する支援、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の期間外にわたる場合も含めたイベント主催者・舞台関係者、イベント関係事業者が本来得られるチケット等の収入に対する補填（キャンセル料への補填）等の支援を行うべきである。

併せて、既に大きな損失を被っている上に、緊急事態宣言の延長等により非常に大きな打撃を受けているバス、鉄道、空港会社を含む航空、船舶、タクシー、レンタカー、運転代行業者等に対しては、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うとともにJRローカル線の安定的な維持・存続を図るため、路線ごとの収支差に応じた減収補填制度を創設すべきである。

また、雇用調整助成金の特例措置について、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の度重なる発出と長期化の影響が拡大していることを踏まえ、更に延長を行うと

ともに、緊急事態宣言地域や重点措置区域以外も含め、全国において業種や業況等に関わらず公平な特例措置を行い、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うべきである。

2 地方団体の資金繰りへの支援

新型コロナの拡大防止対策としての不要不急の外出の自粛や国内外との往来の制限、事業者等への休業要請等により、企業の生産活動や住民の消費活動等に対して過去に例を見ない著しいマイナスの影響が生じている。

このため、想定を超える大幅な減収が見込まれる「地方消費税など消費や流通に関わる7税目」について、2020年度（令和2年度）限りの措置として減収補填債の対象税目に追加し、併せて財政融資資金等の安定的な資金確保に向けた措置が講じられた。また、その他の税目や使用料・手数料の減収相当額を発行できる特別減収対策債が創設された。

2021年度（令和3年度）においても、臨時財政対策債をはじめとする地方債に対する公的資金の増額確保や特別減収対策債の延長が行われるなど地方団体の資金繰りへの対策が講じられているところであるが、引き続き、新型コロナの影響を注視し、必要な場合には適切な措置を講じるべきである。

II 地方分権改革の実現等に向けた地方税財源の確保・充実

我が国の景気は、新型コロナの影響により、依然として厳しい状況にある。先行きについては、感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、引き続き、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（2021年（令和3年）6月18日閣議決定、以下「骨太方針2021」という。）は、地方財政について、「感染症対応として実施された地方創生臨時交付金などの地方自治体の自由度が高い予算措置について、事業の使途等の比較検証を行うとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す」「デフレ脱却・経済再生に向け全力で取り組むとともに、将来世代の不安を取り除くためにも、社会保障の持続可能性を確保し、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに財政健全化の道筋を確かなものとする。そのため、骨太方針2018で掲げた財政健全化目標（2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す）を堅持する」とされており、今後、地方創生臨時交付金、地方交付税、社会保障及び公共事業などについて厳しい議論が行われることが想定される。

しかしながら、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、新型コロナに対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化をはじめとする安全・安心なくらしの実現など、活力ある地域社会の実現等（以下「感染

症への対応、活力ある地域社会の実現等の重要課題」という。)、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。地方財政の健全化に向けた努力は、引き続き必要だが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。このような対応が限界に近づいている中、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、地域経済の好循環拡大や地方創生に向けた取組はもとより、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスを確保することさえ事実上不可能となるおそれがある。

今後、地方が責任をもって、前述した地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、2022年度（令和4年度）の地方財政計画においても、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめ、上記のような財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すべきである。

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

地域や住民が必要とする行政サービスを担っているのは地方団体であり、地方団体が安定的にサービスを提供できる財政基盤が確立されてはじめて、地方団体や地方に住む人々による成長戦略や地方創生に向けたチャレンジを生み、地域経済、ひいては日本経済の再生や一億総活躍社会が実現できるのであり、そのためにも安定的な地方一般財源総額の確保・充実は必要不可欠である。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながった。新経済・財政再生計画では、地方についても国の取組と基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むこととされているが、地方においては、国と同様、社会保障関係費の自然増分に対応しなければならないというえ、人口減少への対応として地方が創意工夫を凝らして行う少子化対策はもとより、地域経済活性化・雇用対策など様々な取組を強化しなければならない状況にある。近年、地方は、国を相当に上回る懸命な歳出削減に努め、社会保障関係費の増嵩分を吸収してきたが、このような対応が限界に近づいている中、人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は、再び地方の活力を奪い、人口減少に拍車をかけ、日本全体の衰退を招きかねない。

1 地方一般財源総額の確保・充実

骨太方針2021では、2022年度（令和4年度）から2024年度（令和6年度）までの3年間の予算編成に関し、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保

する」とされている。また、「社会保障関係費については、基盤強化期間において、その実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する」こととされている。

2021年度（令和3年度）の地方財政計画では、新型コロナの影響により、国・地方を通じて税収の大幅な減少が見込まれるなど極めて厳しい財政状況の中、感染症対応、社会保障関係費、デジタル化の推進、防災・減災対策等に係る歳出増を踏まえ、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を上回る62.0兆円を確保している。地方交付税総額については、前年度を0.9兆円上回り、近年の最高額である平成24年度と同水準の17.4兆円を確保するとともに、2018年度（平成30年度）以来の折半対象財源不足が生じる中、地方の強い要望に応え、臨時財政対策債を可能な限り抑制したものとなっている。

2022年度（令和4年度）概算要求に伴う地方財政収支の仮試算では、地方の一般財源総額は、新経済・財政再生計画等を踏まえ、2021年度（令和3年度）地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされ、仮置きの数値としつつ、地方税収等の回復や社会保障関係費の増等を踏まえ、前年度比0.3兆円増の63.4兆円、不交付団体の水準超経費を除く交付団体ベースでは、前年度比0.1兆円増の62.1兆円と試算された。また、地方交付税は、入口ベースで国税の増収に伴い法定率分等が前年度比2.0兆円増と見込まれる一方、折半対象財源不足の解消に伴う臨時財政対策特例加算の皆減等により前年度を0.3%上回る15.6兆円、交付税特別会計における地方法人税の法定率分が前年度比0.5兆円増の1.8兆円となる一方で、その他の加減する額は前年度比0.5兆円減となることから、出口ベースでは前年度を0.4%上回る17.5兆円とされた。臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額では、地方税等が前年度比2.5兆円増となることに伴い、2021年度（令和3年度）を2.1兆円下回る20.8兆円が確保されているが、新型コロナの影響等の経済状況の見通しが定かとはいえない中、今回の地方財政対策は厳しい折衝となるものと考えられる。

骨太方針2021に基づき、2022年度（令和4年度）以降、新型コロナの影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の減少も懸念される中で、新経済・財政再生計画や地方財政の状況を踏まえつつ、経済の力強い回復への基盤を築く必要がある。このため、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとしたうえで、社会保障関係費の増加が見込まれる中、その財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、感染症への対応、活力ある地域社会の実現等の重要課題に対応し、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、2022年度（令和4年度）においても、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すべきである。

また、特に、新型コロナ、防災・減災対策、地方創生及びデジタル化に係る事業費及び財源は、重点的に確保すべきである。

とりわけ、2020年（令和2年）12月策定の「全世代型社会保障改革の方針」では、「令和4年（2022年）には、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり始める中で、現役世代の負担上昇を抑えることは待ったなしの課題である」とされ、「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とするとともに、全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」の考え方は、今後とも社会保障改革の基本であるべきである」とされた。この考え方を踏まえた取組が、国と地方において求められる中であって、社会保障関係費について、地方においても同様に不可避免的に増加しており、国と同じくその増分について適切に地方財政計画の歳出に計上すべきである。また、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税・地方消費税の増収分を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、社会保障に係る地方単独事業の経費、社会保障支出以外の経費の消費税・地方消費税引上げに伴う歳出の増についても、地方の財政需要として地方財政計画に的確に反映すべきである。

2 地方交付税の総額確保・充実等

地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。

また、地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえたうえで、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

なお、骨太方針2018の新経済・財政再生計画においては、「業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する」こととされているが、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すべきである。

3 国土強靱化の強化、地方創生回廊の実現及び公共施設等の適正管理

近年、大規模な災害が頻発するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。国土強靱化に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、

国・地方がスピード感をもって対策に取り組むことが不可欠である一方で、地方財政においては増嵩する社会保障関係費を捻出するため、投資的経費を削減せざるを得ない状況が続いている。

こうした中、国においては、昨年12月、事業規模おおむね15兆円程度とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、国・地方をあげて流域治水対策や地震・津波対策、インフラ老朽化対策など、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組んでいるところである。

また、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」の事業期間の5年間延長と対象事業等の大幅な拡充や、防災重点農業用ため池を対象施設に追加するなどの「緊急浚渫推進事業債」の拡充といった地方財政措置が講じられている。これらの防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進するため、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すべきである。

特に、住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、耐震対策の重要性と緊急性を広く国民に対し、国により積極的かつ継続的に啓発を行うとともに、住宅所有者の費用負担を軽減するため、十分な財政措置を講ずるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。

併せて、住民の防災意識を高めるためのハザードマップの活用や防災訓練などソフト施策に対しての支援策も強化すべきである。

なお、ポストコロナを念頭に地方創生を加速前進させていくため、地方創生回廊を構築し、多核連携型の基盤づくりを戦略的に進めるとともに、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進する必要がある。特に、長期的に多額の費用を要する高速道路などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新たな財源の創設について検討すべきである。

さらに、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」については、全国知事会調査によれば、都道府県において、2022年度（令和4年度）からの5年間程度で1.5兆円程度もの需要が見込まれ、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することなど個別の地方団体の実情も踏まえ、より弾力的で柔軟な運用・拡充を検討するとともに、2022年度（令和4年度）以降も延長すべきである。

4 社会保障に係る地方財源の確保

2019年（令和元年）10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税・地方消費税率が8%から10%へ引き上げられた。

消費税・地方消費税率の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないように、地方交付税原資分も含め必要な

財政措置を確実に講ずるべきである。なお、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

また、国民健康保険制度については、2018年度（平成30年度）から都道府県が財政運営の責任主体となったが、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について、引き続き地方と協議を行うとともに、2015年（平成27年）1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべきである。

5 地方財政計画における必要な歳出の計上

新経済・財政再生計画では、地方財政については、国の歳出の見直しと基調を合わせることでとされているが、地方歳出は、地方財政計画が全体として抑制基調にある中で、人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策などに係る歳出の増を、地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、また、これまでは歳出特別枠で実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきである。

地方財政計画においては、これまで、2018年度（平成30年度）にリーマン・ショック後の緊急対策として計上されてきた歳出特別枠の廃止に伴い、公共施設等の老朽化対策の対象事業の拡充及び事業費の増額や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出が確保されたほか、2020年度（令和2年度）には、地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源の全額4,200億円を活用した「地域社会再生事業費」が創設され、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための歳出が確保されている。さらに、2021年度（令和3年度）には、地方のデジタル改革の実現に必要な経費として、新たに「地域デジタル社会推進費」2,000億円が確保されている。これらの歳出を含め、引き続き、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施するため、地方財政計画に必要な歳出を確実に計上すべきである。

一般行政経費（単独）等の枠計上経費については、内訳や積算が明らかではないことから、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論がある。また、新経済・財政再生計画では、「地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する」こととされている。

近年、一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増嵩分があるにも関わらず、ほぼ同額で据え置かれている現状にある。そもそも、一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく全国レベルの国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせる行政サービスを提供し、住民生活の

安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生の実現に向けて地方の主体的な役割が高まる中で、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、その総額を確保・充実すべきである。

6 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

2021年度（令和3年度）地方財政計画では、地方税の大幅な減収等により、財源不足額が5.6兆円増の10.1兆円に大幅に増加し、2018年度（平成30年度）以来となる折半対象財源不足が生じたことから、臨時財政対策債は前年度から2.3兆円増の5.5兆円とされた。

また、2022年度（令和4年度）の概算要求に伴う地方財政収支の仮試算においては、折半対象財源不足が解消されることに伴い、臨時財政対策債は前年度から2.2兆円減の3.3兆円とされ、また、交付税率の引上げについて事項要求されている。

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、その償還額が累増していることを踏まえ、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、併せて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源についても確実に確保すべきである。

7 大規模災害からの速やかな復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興について、国は、2021～25年度（令和3～7年度）の5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、この期間の事業規模と財源を定めたところであるが、特例的な財政支援措置を可能な限り拡充するとともに、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

また、相次いで発生している大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべきである。

8 補助金の見直しについて

補助金については、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等の実態に即した見直しなど、対象や工程について地方と十分に協議した上で地方の実情を踏まえた見直しを行うべきである。

IV 地方創生の推進

1 地方創生・人口減少対策のための財源確保

政府においては、2020年（令和2年）12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）を策定し、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第1期（2015年度～2019年度）の成果と課題等を踏まえて、「地方とのつながりを築き、地方への人の流れをつくる」といった基本目標に加え、地域におけるSociety5.0の推進や地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくりによる「新しい時代の流れを力にする」などの横断的な目標の下に取り組むこととしている。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」（2021年（令和3年）6月18日閣議決定）では、「東京圏への転入超過は、いまだ継続しているものの、2020年の転入超過数は約9万8千人となり、前年（2019年）の約14万6千人から大きく減少」し、「感染症拡大の影響により、東京23区で5割以上の人テレワークを経験し、地方移住や副業・兼業、ワークライフバランスの充実への関心の高まりが見られる等、国民の意識・行動変容も見られる」とされ、『「転職なき移住」とも言えるべき画期的な働き方を実現し、地方におけるサテライトオフィスでの勤務などの地方創生に資するテレワーク（以下「地方創生テレワーク」という。）を一層推進していくことが重要である。また、東京圏への転入超過となっている若い世代の地方移住を促していく取組も必要である」とこととされている。

新型コロナの感染拡大により、社会・経済のあり方を大きく動かすような構造的な影響を含め、地方には様々な影響が生じており、感染症が地方に与える中長期的にわたる変化を踏まえた今後の地方創生の取組の方向性を検討していく必要がある。人口や大企業などが東京などの大都市に集中する我が国の社会構造を抜本的に是正することが重要であり、都市と地方の自立・連携・共生、さらには、国土強靱化の推進を図る観点から、「新次元の分散型国土」の創出に向け、国・地方、産学官金労言などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方創生」の意義を共有し、国民的機運の醸成を含め、地域社会が抱える構造的な課題に対し一体的に取り組むことが必要である。

また、地方が高齢化や過疎化などの課題に直面する中、農業や観光をはじめ、デジタル技術を活用するニーズがある。このため、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮める「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた地域づくりに取り組むことで、地方を活性化する必要がある。

構造的な課題の解決には長期間にわたる取組が必要であり、そのための恒久財源を確保し、全ての地方が互いの個性を活かしながら連携して共に成長し、共生する社会の構築に向けた地方創生の取組を息長く支援するとともに、常に適切な施策を検討・検証し、早急かつ着実に実施すべきである。

（1）「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続

地方創生は、中長期の人口の推移など、次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけて、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策であり、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、2015年度（平成27年度）以降、地方財政計画に計上され、2022年

度（令和4年度）概算要求に伴う地方財政収支の仮試算においても計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

（2）「地方創生推進交付金」等の拡充・継続及び弾力的な運用

地方一般財源総額の確保・充実に加え、地方創生の取組を深化させるための交付金については、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要がある中で、地方の期待が極めて高い。

「地方創生推進交付金」は、2021年度（令和3年度）当初予算において1,000億円が、「地方創生拠点整備交付金」は、2020年度（令和2年度）第3次補正予算において500億円がそれぞれ計上されるとともに、「地方創生拠点整備交付金」については、2021年度（令和3年度）当初予算において地方創生推進交付金の内数として、複数年度にわたる施設整備事業分が50億円に増額されている。2022年度（令和4年度）概算要求においては、地方創生推進交付金は地方創生移住支援事業の拡充を含み前年度200億円増となる1,200億円が計上されている。両交付金については、地方創生の更なる深化や取組の全国展開に向け、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充など、地方の意見等を十分踏まえ、更なる拡充やより柔軟な運用を図るべきである。

（3）「移住・起業支援金制度」の活用促進

地方へのU I Jターンによる起業・就業者創出のため、2019年度（令和元年度）当初予算で創設された「移住・起業支援金制度」については、対象者や対象企業に係る要件緩和など運用の見直しが図られたところである。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」においては、「東京23区在住・在勤者が地方に移住して起業や就業等をする場合に、最大300万円を支給する地方公共団体の取組を引き続き支援しながら、地域の将来を担う人材を確保するため、地方での子育てを希望する若い世帯の移住を更に後押しする」とともに、「Society5.0関連業種等のクリエイティブで付加価値の高い産業分野での起業や、第二創業による当該産業分野への進出支援、地方創生起業支援事業により、若者をひきつけるような産業を地方に創出し、雇用拡大等により地域経済を活性化させる」とされている。

また、2022年度（令和4年度）概算要求においては、18歳未満の子を有する世帯が移住する場合、子育て世帯加算として一定額を移住支援金に加算することとされている。

地方への新しいひとの流れを大きくし、東京一極集中を是正するためには、地方への移住や地方での起業の動きをさらに後押しすることが必要であり、「移住・起業支援金制度」の更なる活用促進に向け、国による支援金の対象者である東京23区に在住・通勤する者への周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地域の実情も踏まえ、更なる制度の拡充や運用の弾力化等を検討すべきである。

2 デジタル社会の実現に向けた税財政措置等

（1）デジタル・ガバメントの構築に向けた財政的支援

2020年（令和2年）12月、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「2020年改訂版デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、「自治体DX推進計画」が策定された。この基本方針においては、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」及び「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」というデジタル社会の将来像が掲げられ、「デジタル社会がもたらす価値について丁寧に説明し、デジタルリテラシーの向上等を図ることによって、デジタル化の浸透を図る」ことや「徹底した国民目線で、ユーザーの体験価値を創出していくためには、多様な主体によるデータの円滑な流通を可能とし、分野を跨ったデータ連携を進めていく」ことなどの検討の方向性を含めたIT基本法の見直しの考え方、さらには、デジタル庁設置の考え方などが示されている。また、この実行計画においては、自治体情報システムの標準化・共通化や、これに向けた共通プラットフォーム「ガバメントクラウド」の構築、マイナンバー制度の抜本的な改善、個人情報保護法制の見直し等が盛り込まれ、これらを踏まえたデジタル改革関連法が成立したところである。

また、「自治体DX推進計画」において、2025年度（令和7年度）までに、地方自治体が取り組む情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などを国が重点的に支援することとされ、デジタル基盤改革支援については、令和2年度第3次補正予算において、1,788億円、マイナンバーカードの普及促進については、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度当初予算において、計2,648億円が計上された。

今後も、これらの基本方針等に基づき、国民目線でデジタル社会の実現に向けた取組を進めることが重要であり、地方自治体の意見を丁寧に聞きつつ、必要かつ十分な財源を確保すべきである。特に国が主導して地方自治体の情報システムの標準化・共通化を進めるからには、国が整備する「ガバメントクラウド」上に構築される標準準拠システムへの移行等に要する経費について、全額国費で支援すべきである。

また、標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講ずるべきである。さらに、自治体がデジタル化に取り組む上ではデジタル人材が不可欠であり、国はデジタル人材の確保及び育成のために必要な財政支援を行うべきである。

（2）地方における5GをはじめとしたICTインフラ整備への財政的支援

2020年（令和2年）春から商用サービスが開始された第5世代移動通信システム（5G）は、超高速、超低遅延、多数同時接続という3つの特性を有し、都市部はもとより、人口減少が進む中山間地域をはじめとする地方にとって、医療、教育、農業、働き方改革、モビリティサービスなど様々な分野における活用が見込まれており、様々な社会課題の解決を図るSociety5.0時代における地方創生の更なる推進やデジタル活用共生社会の実現に向けた必須の基幹通信インフラであり、都市と地方の共生に向け、偏りなく普及を進めることが肝要である。

2021年度（令和3年度）当初予算においては、過疎地等の条件不利地域における無線通信事業者等の5G基地局整備等への補助や地方公共団体、電気通信事業者等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等の整備への補助などが継続され、2022年度（令和4年度）概算要求においても計上されている。

国においては、引き続き、地方を含むエリアへの早期の5Gサービスの拡大とともに、条件不利地域以外の地域と条件不利地域との整備の格差はもとより、都市と地方とのICTインフラ等の整備に格差が生じないように、光ファイバ網整備等に対する国庫補助事業の継続・拡充（大都市部以外の地域についてはより高率の補助率とする等）や自治体負担分が生ずる場合の十分な地方財政措置を講ずるとともに、光ファイバのネットワークが災害時にも維持されるよう、国土強靱化の観点に立った多重化などの促進、地方自治体が所有する光ファイバ網の情報通信基盤の更新に対する支援制度の創設など、万全の対策を行うべきである。

また、2021年度（令和3年度）当初予算においては、地域の企業等をはじめ様々な主体が個別のニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築できる「ローカル5G」等の実現に向けた開発実証などが継続・拡充され、2022年度（令和4年度）概算要求においても計上されているが、5Gを利活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む自治体に対する省庁横断的で総合的な支援体制を強化し、地方における具体的な利活用事業の実施をさらに積極的に支援すべきである。

（3）テクノロジーを活用した新しい働き方の加速

感染症への対応として、都市部では公共交通機関利用による長時間通勤、混雑など「三密」のリスクを避ける観点からテレワークの導入が急速に進むとともに、感染予防のため「新しい生活様式」が求められており、世の中の考え方や働き方が大きく変わってきている。感染拡大が落ち着いた後も、その状況が「新しい常態（ニューノーマル）」になれば、例えば在宅勤務やワーケーションが普通のことになる社会の到来が予想される。

2020年度（令和2年度）第3次補正予算においては、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在等を支援する「地方創生テレワーク交付金」が100億円計上され、2022年度（令和4年度）概算要求においては、事項要求されている。テレワークやリモートワーク等の時間や場所にとらわれない働き方を積極的に推進する観点から、地方自治体及び民間事業者が主体性を十分に発揮できるようにしつつ、十分な事業費を確保するとともに、サテライトオフィス等を利用する進出企業と地域企業等が連携して行う取組を支援することや、柔軟な用途とすることなど、制度の更なる拡充についても検討すべきである。

（4）マイナンバー制度の抜本的改善

マイナンバー制度は、国民にとって利便性の高い社会を実現するとともに、社会保障や税の分野における行政の効率化、適正な課税・徴収の推進、正確で公平な給付の実施などにつながるため、国・地方を通じた行財政改革や財政健全化にも資するものである。

地方税をはじめ税・社会保障・災害対策などの分野において、利用が進められているところであるが、引き続き、国民の理解を深めるため、あらゆる年齢層を意識した分かりやすい周知・広報活動に積極的に取り組むとともに、マイナンバーカードを個人認証の共通基盤とした安心安全な利用環境を確保するという原則に立って、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、マイナンバーカードの利用範囲の拡大や各種免許証及び障がい者手帳等との一体化など、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの速やかな構築を行うべきである。また、国・地方が連携しながら、円滑な制度の利用と情報セキュリティの確保も含めた適切な運用が行えるよう、地方団体に対する財政面での支援や制度面、運用面での協力を引き続き遺漏なく行うべきである

3 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

骨太方針2021では、「少子高齢化、働き方・ライフコースの多様化、デジタル化・グローバル化を背景とした新たな経済活動の拡大など、感染症の影響もあり、経済社会の構造変化が加速している。(中略)骨太方針2020及び税制調査会答申や国際的動向等を踏まえつつ、働き方・ライフコースの多様化を踏まえた公平で中立的な税制の構築や格差の固定化防止等の観点から、引き続き税制改革等を推進する」とこととされている。

今後、全ての都道府県が人口減少局面に突入することが見込まれる中で、少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくため、子どもを持つ世帯（特に多子世帯）に有利な制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、所得税・個人住民税における諸控除のあり方をはじめ、三世帯同居・近居の促進など、少子化対策に資する税制について幅広く検討すべきである。その際、地方の行政サービスを支えるための自主財源を充実・確保することを前提として、検討を進めるべきである。

さらに、次世代育成支援については、2020年度（令和2年度）から大学等の修学支援に対する低所得者世帯への給付型奨学金が実施されるとともに、令和2年度第3次補正予算において、「地域少子化対策重点推進交付金」の増額や不妊治療に係る助成措置拡充が図られたところであり、2022年度（令和4年度）概算要求においては、30億円計上されている。引き続き、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充と運用の弾力化、2022年（令和4年）4月からの保険適用を見据えた不妊治療への支援の拡充、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施、給付型奨学金の拡充や無利子奨学金の充実、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止、多様な保育サービスの拡充、子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の安定財源の確保など、引き続き子育て支援の充実を図るべきである。

特に、待機児童の解消については、2020年（令和2年）12月に「新子育て安心プラン」が策定され、2024年度（令和6年度）までに約14万人分の保育の受け皿整備と児童手当の特例給付の見直し等により2025年度（令和7年度）分までの運営費が

確保された。引き続き、国の責任において安定財源を確保した上で、待機児童の解消に向け、対策の充実・強化を図るべきである。

また、2021年度（令和3年度）地方財政計画において、児童相談所の児童福祉司等を「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の目標年度を1年前倒して増員するため、地方交付税措置が拡充されたところであるが、引き続き困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向け、児童相談所の機能強化に係る財政支援の更なる充実、教育負担軽減等の更なる充実・強化、「地域子供の未来応援交付金」の拡充と運用の弾力化など、全ての子どもの安心と希望を実現するための対策の更なる充実・強化を図るべきである。

また、東京23区からの地方への本社機能の移転や地方拠点の拡充を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」については、2021年度（令和3年度）末をもって適用期限が到来することになっているが、骨太方針2021においては、「企業の本社機能の移転等に向け、地方拠点強化税制の活用促進を図る」とされたところである。これまでの取組により、地方での本社機能の移転や拡充、雇用の創出や転入が進展していることに加え、新型コロナウイルスの影響で企業の地方移転への機運が高まっていることから、地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保していくためにも、本制度は継続すべきである。さらに、これまでの実績や効果なども踏まえたより実効性のある税制とすべく、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）を追加するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充を検討すべきである。

4 地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援等

地域の活力の向上と持続的発展を図るため、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度の拡充・継続、東京23区内の大学の学部等の収容定員の着実な抑制、地域における若者の雇用機会の創出等により、地域における若者の修学及び就業を促進すべきである。

また、地方団体が地方大学や産業界との間でコンソーシアムを構築し、首長のリーダーシップのもと、地域の中核的な産業の振興と専門人材の育成に地域が一丸となって取り組む優れたプロジェクトやそのための施設整備等を支援する「地方大学・地域産業創生交付金事業」については、2021年度（令和3年度）当初予算においても97.5億円が継続確保され、2022年度（令和4年度）概算要求においても、99億円計上されているが、財政需要に十分対応できる額を確保し、着実に継続すべきである。

（注：東京都は、東京23区内の大学の定員増の抑制を見直すべきとの意見を表明した。）

5 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果もあるが、返礼品の送付については、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体において制度の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされた。そのため、総務大臣通知により寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（返礼割合）等を含む返礼品のあり方が示され、返礼割合の徹底や地場産品以外の送付について責任と良識のある対応が要請されてきたが、依然として、一部の地方団体が過度な返礼品によって多額の寄附を集める状況が続いていた。

そのため、2019年度（令和元年度）制度改正において、これまでの全ての地方団体が自動的にふるさと納税の対象となっていた制度を改め、地方税法において制度本来の趣旨に沿った募集の方法に係る基準を定め、当該基準に適合して募集を適正に実施する地方団体として総務大臣が指定する地方団体をふるさと納税の対象とする「ふるさと納税指定制度」が創設され、2019年（令和元年）6月から施行された。また、2020年（令和2年）6月の最高裁判決を受けて、基準の一部見直しがなされたところである。

今後とも、「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくため、今回の制度改正の趣旨を踏まえつつ、地方団体においては、引き続き、金銭類似性の高いもの、資産性の高いものを返礼品として送付する行為は行わないようにするなど、総務大臣通知等も踏まえ節度ある運用とすべきである。

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、2019年度（令和元年度）末をもって適用期限が到来することになっていたが、2020年度（令和2年度）税制改正において、その適用期限を5年延長するとともに、税額控除割合（従前：最大3割）を最大6割に拡充して、企業の自己負担（従前：4割）を1割に引き下げ、個別認定から包括認定に転換する計画認定手続の簡素化や寄附時期の制限緩和などの大幅な制度の改善がなされた。さらに、本年7月には、本制度において法令上禁止されている、地方公共団体から企業に対する「寄附の代償としての経済的な利益の供与」に関し、契約行為等の類型ごとに該当性の明確化を図った資料（「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定版）が取りまとめられ、公表された。加えて、2020年（令和2年）10月には、企業版ふるさと納税制度を活用し、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材を地方団体等に派遣することを促す仕組みとして、「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」が創設され、既に活用が始まっている。

企業版ふるさと納税は、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組とするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるものである。このため、各地方団体においては、企業の理解を得るなど引き続き制度の活用にも努めるとともに、国においては、今後とも、寄附活用事業の主体は

あくまで地方団体であることに留意しつつ、志ある企業の地方への寄附による地方創生の取組への積極的な関与を促すことにより、本制度の健全な発展を図るとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるべきである。

6 魅力あふれる地域づくりのための財源措置

(1) スポーツ・文化施策への財源措置

新型コロナの感染拡大を受け、地方においては、スポーツ・文化芸術活動の中止・延期等を余儀なくされている。

国においても、スポーツ・文化芸術活動に対する事業継続や活動再開に向けた支援、体験機会の創出に取り組むこととしているが、地方における取組や負担増に対して国費による支援を講ずるとともに、地方がその実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、公共施設等適正管理推進事業債の対象施設のより弾力的で柔軟な運用等を検討すべきである。

(2) 観光施策への財源措置

ワールドマスターズゲームズ2021関西、2025年大阪・関西万博や第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の開催等も見据え、将来的なインバウンド需要の復活をはじめとした観光の活性化にあたっては、国民の不安を払拭するため、水際対策の徹底をはじめとした環境整備はもとより、国内観光も含めた今後の具体的な対策や行程を明らかにするとともに、受入環境の整備や観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すべきである。

なお、2018年度（平成30年度）税制改正において、地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致し、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上等に資する施策に充当する財源として創設され、2019年（平成31年）1月から導入された国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討すべきである。

7 自然と暮らしが調和した環境・エネルギー政策のための財政的支援

コロナ禍からの回復を脱炭素（ゼロカーボン）社会へ転換する契機とし、国が自ら宣言した「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を目指し、リーダーシップをとって気候変動対策に積極的に取り組むとともに、「2030年度に温室効果ガスを46%削減し、さらに50%の高みに挑戦する」とした宣言を実現できるよう、脱炭素社会の実現に取り組む自治体を支援する、省庁横断的で使い勝手のよい新たな総合交付金の創設などの取組を強力に推進すべきである。

2022年度（令和4年度）概算要求においては、「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するものとして、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の創設について、200億円が計上されている。

脱炭素先行地域の創出や脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施によって、地域脱炭素の取組を加速していくため、この交付金を含む国庫補助事業の地方負担分や、地方団体がそれぞれの創意工夫をこらして取り組む地方単独事業に対して、地方財政措置を確実に講じるべきである。

8 国家戦略としての政府関係機関の地方移転等

政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討してきたが、国家戦略としての地方移転は緒についたばかりである。

新たな人の流れの創出にあたっては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等の社会機能の地方への分散を図るとともに、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の地方移転を推進するべきである。また、これらの取組の結果をふまえ、国において2023年度(令和5年度)中に地方創生上の効果、総括的な評価を行い、地方移転の取組が一過性のものとならないよう、継続的な財政措置など、国が責任をもって必要な対応を講じるべきである。

V 税制抜本改革の推進等

1 国際競争条件や社会構造の変化等に応じた地方法人課税の見直し

法人課税については、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることとされ、2018年度(平成30年度)までに法人実効税率を29.74%まで引き下げる一方で、大法人(資本金1億円超)に対する法人事業税の外形標準課税の拡大など課税ベースの拡大等により財源が確保された。

また、平成28年度与党税制改正大綱(以下「平成28年度大綱」という。)においては、「今後とも、国際競争条件や社会構造の変化に応じて、法人課税のあり方について、必要な見直しを行う」こととされている。

さらに、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しについて、OECD等を中心に議論が行われ、2021年(令和3年)7月に大枠合意、同年10月に最終合意に至っている。

今後の法人課税のあり方を検討する際には、国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない中で、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようにすることを前提として議論されなければならない。

また、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものである。デジタル技術を活用して国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大し、法人の事業活動が広

がっていく中で、社会経済情勢の変化に的確に対応する形で、地方法人課税のあり方についても検討していくことが求められている。

以上に十分留意のうえ、具体的な検討にあたっては、地方団体の意見を丁寧に聞き、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税の拡大については、応益性の強化や税収の安定化に資することなどから、長年、全国知事会が求めてきたものであり、2016年度（平成28年度）税制改正においては、成長志向の法人税改革をさらに推進するため、大法人に導入されている外形標準課税を8分の5まで拡大するとともに、中堅企業に対する負担変動の軽減措置が講じられた。

今後の法人税改革にあたっては、「外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」とされており、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すべきである。

(2) 法人事業税の分割基準の見直し

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度大綱において大法人向けの外形標準課税の拡大も踏まえて検討を行うこととされ、2017年度（平成29年度）税制改正では、電気供給業に係る改正が行われた。

分割基準は前回の見直し2005年度（平成17年度）から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すべきである。その際、工場のロボット化・IT化の進展等の社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。なお、近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。

分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

(3) 収入金額課税制度の堅持

法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。電気・ガス供給業に関しては、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離が行われてもなお、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有している。現行の収入金額課税方式は地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模な発電施設やLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきである。

① ガス供給業

ガス供給業については、令和3年度与党税制改正大綱の「第三 検討事項」において、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業にお

ける他のエネルギーとの競争や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされている。

ガス供給業の中でも、導管事業は総括原価方式の規制料金が制度として維持されており、電気供給業における送配電事業と同様、収入金額課税制度を引き続き維持することは当然である。

また、製造・小売部門についても、中小法人は2018年度（平成30年度）税制改正で一般の事業と同様の課税方式に見直し済であり、収入金額により課税されているのは、経営基盤が安定している大法人中心であることから、自由化によって直ちに経営状況に大きな影響を及ぼすとは考えにくい。加えて、これらの大法人は20万kℓ以上の大規模なLNG基地を有しており、地元自治体から多大な行政サービスを受益している状況は変わらない。

こうしたガス供給業を取り巻く状況を踏まえれば、大法人に係る収入金額課税制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。

②電気供給業

電気供給業については、2020年度（令和2年度）税制改正において、送配電事業は収入金額課税制度を維持、それ以外の発電・小売事業については、その一部に付加価値割及び資本割又は所得割を組み入れることとされたものの、その大半で収入金額課税制度が堅持されたところである。

このように、電気供給業に係る課税方式の見直しに係る議論は既に決着したところであり、これ以降、電気供給業を取り巻く制度に大きな変化はなく、地方税収の安定化を図る観点からも更なる見直しの議論を行うべきではない。

（４）国際課税ルールの見直しに伴う対応

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合には、我が国においては地方法人課税分が含まれると考えるべきであり、今後、国内法制化の際は、こうした点を踏まえたうえで、制度を構築すべきである。

2 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。特に、2021年度（令和3年度）における土地に係る税額の据置措置は臨時・異例の措置であり、本年度限りとするとともに、2022年度（令和4年度）以降は負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に行うこと。また、新型コロナ対策などの経済対策や生産性革命の実現などの政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用

いて行うべきではなく、更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すべきである。

3 自動車関係諸税の見直し

令和3年度税制改正大綱において、自動車税環境性能割については、税率の適用区分に係る燃費基準を2020年度基準から2030年度基準に切り替えた上で、クリーンディーゼル車をガソリン車と同等に扱う等の見直しが行われた。また、「自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされた。

今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、特に、自動車税は道路損傷負担金的性格も有するとされている都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税収は2009年度（平成21年度）の自動車取得税へのエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、今後の自動車関係諸税の見直しにあたっては、必要な地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方財政に影響を与えないよう留意すべきである。

4 ゴルフ場利用税の堅持

平成29年度与党税制改正大綱以降「今後長期的に検討する」とされてきたゴルフ場利用税については、令和2年度税制改正において、東京オリンピック競技大会出場選手等に対して非課税措置を新たに講じた上で、現行制度を堅持するとの結論となった。

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべきである。

5 消費税・地方消費税に係る中小企業者への配慮

2023年（令和5年）10月から導入されることとなっている、インボイス制度については、中小企業者に与える影響等を踏まえながら、制度の円滑な導入に向けて、十分な周知や広報を行うなど、引き続き必要な支援等を行うべきである。

6 地方税の電子申告・電子納税の一層の推進とシステムの安全性等の確保

2019年（平成31年）4月1日に地方税共同機構が設立され、同年10月から地方税共通納税システムの運用が開始されたが、納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえつつ、eLTAX等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

令和3年度税制改正大綱では、地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割が追加され、2023年度（令和5年度）以降のeLTAXを通じた電子納付に向けて検討が進められている。また、2020年（令和2年）12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」や2021年（令和3年）9月に施行予定の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国は市町村税の4税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、2025年度（令和7年度）までに各市町村が標準仕様に準拠したシステムを利用することを目指している。

引き続き、電子化・標準化にあたってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を適切に講ずるべきである。

さらに、新型コロナの拡大を踏まえ、税務手続のデジタル化を推進するため、地方税共通納税システムの更なる活用などに関して、対応策を検討すべきである。

なお、こうした地方税の電子申告・電子納税の一層の推進にあたっては、地方団体の意見を丁寧に聞くことが必要である。

VI 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要がある。地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした2013年（平成25年）3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、2012年度（平成24年度）税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

VII 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。2022年度（令和4年度）の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについては、分野別分科会等を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。

【各論】

I 地方税制度（個別税目）の見直し等

1 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有している。所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

なお、現在、個人住民税で行われている住宅ローン控除の延長等が行われる場合には、個人住民税における住宅ローン控除が、本来、所得税が担うべき役割を補完するための制度となっていることに鑑み、現行の措置と同様、これにより生じる個人住民税の減収額については全額国費で補填すべきである。

また、今後の個人所得課税の見直しにあたっては、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すべきである。

なお、金融所得課税の見直しを行う場合には、以上のような個人住民税の役割を踏まえつつ、これまでも所得税と住民税が一体として総合課税とは異なる税率で分離課税されてきたことも踏まえて検討を行うべきである。

2 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという原則に基づくものであり、地方団体の重要な税源である地方法人課税についての安易な縮減などはすべきではない。

3 日本銀行の国庫納付金の課税対象化

日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とするべきである。

4 社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うべきである。

5 個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列举方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討するべきである。

6 不動産取得税の特例措置の見直し

不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率の引き下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図るべきである。

7 たばこ税の税率引き上げと地方分の確保

国民の健康保持の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引き上げる際には、国と地方のたばこ税の割合が従来から1：1であることに十分留意し、引き続き、地方分の財源を堅持するべきである。

8 航空機燃料譲与税の安定的確保

航空機燃料税の税率の引下げ措置を引き続き講じる場合にあつては、航空機燃料譲与税は空港所在地における財政需要を賄う重要な財源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、税率の引下げ幅に応じた譲与割合の引上げ措置も講じたうえ、その安定的確保を図るべきである。

II 地方交付税制度の見直し等

1 地方財政計画における財源不足額の適切な算定

地方財政計画上、地方交付税の算定基礎となる財源不足については、増嵩する社会保障関係費のほか、地域経済を取り巻く環境が極めて厳しいなか、「成長戦略実行計画」（2021年（令和3年）6月18日閣議決定）等を踏まえた諸課題への対応や地方創生・人口減少の克服のための歳出などを確実に積み上げるとともに、経済情勢を的確に踏まえて税収額を見込むなど、適切に算定すべきである。

2 義務的経費の交付税算入不足の解消

警察官や教員の給与費等の義務的経費について、基準財政需要額が決算額を下回る算入不足を解消するよう基準財政需要額を適切に積み上げるべきである。

3 地方単独事業に対する確実な財源措置

近年、社会保障関係費が増加する一方、地方単独経費は抑制されているが、地方の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、自主的な施策に必要な経費を適切に措置するため、少子高齢化の進展に伴い増加する社会保障に係る地方単独事業はもとより、それ以外の地方単独事業についても適切に財政需要を積み上げ、所要額の確保を図るべきである。

4 地域の実情に応じた適切な財政需要の確保

社会資本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方公共団体の実情を踏まえ、必要となる投資的事業等の財政需要を適切に確保すべきである。

5 超過負担の解消

本来の負担割合を超えて地方が多額の負担を強いられている超過負担については、必要な法整備や所要の国費の確保を行うことなどにより、速やかに解消を図るべきである。

6 地域医療介護総合確保基金の安定的な確保

地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のため、消費税及び地方消費税の引上げ分が充てられる社会保障の充実施策の一つに位置づけられており、地域ごとの実情に応じた「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を図るという制度改革の趣旨を踏まえ、その配分にあたっては都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すべきである。

7 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止等

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年（平成28年）6月2日、閣議決定）等を踏まえ、2018年度（平成30年度）から未就学児までは減額調整措置を行わないこととされたが、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることを鑑み、全面的に廃止すべきである。また、全都道府県において、子どもの医療費助成が実施され行政サービスとして定着している中、財政力による地域間格差が生じないように、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すべきである。

8 強い農業と活力ある農村の実現

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、2012年（平成24年）に創設された「農業次世代人材投資事業」等について、2022年度（令和4年度）概算要求においては、「新規就農者育成総合対策」に改め、経営開始資金や雇用就農等への支援が拡充されるとともに、これまで全額国費とされてきた財源について、新たにその2分の1を地方負担とすることが盛り込まれている。

新規就農者の育成・確保は、我が国農業を持続していく上で極めて重要であり、国は、「農業次世代人材投資事業」によって、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金の交付を行い、地方は、新規就農者の定着に向けた技術指導等の役割を担い、国・地方がそれぞれの役割に応じ、資金面・技術面の

両面から支援を行ってきた。国は、引き続き、国と地方の役割を堅持し、「新規就農者育成総合対策」について、全額国費により措置するとともに、十分な予算を確保すべきである。